一般競争入札の実施について

社会福法人　京都府社会福祉事業団経理規程第64条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年１月27日

京都府社会福祉事業団
理事長　金　谷　浩　志

１　入札に付する事項
（１）工 事 名　京都府立心身障害者福祉センター附属病院１階改修工事
（２）工事場所　城陽市中芦原　地内
（３）工事概要　○腰痛検診室及び控室改修工事
内装工事：床長尺シート貼60.42㎡、壁クロス貼106.43㎡、天井クロス貼62.42㎡　等
電気工事：ＬＥＤ照明器具６基設置、非常用照明２基設置、エアコン１基設置　等
雑工事等：感知器設置、ＬＡＮ配線工事、ブラインド取付　等
○整形診察室改修工事
既設パーティション撤去、パーティション新設(400×3050・950×3050・1000×3050・1200×3050)、ハンガードア及び親子ドア設置、外倒し排煙窓設置(壁ハツリ)、誘導灯１基設置　等
○玄関ホール改修工事
解体・移設工事：受付窓口サッシ・カウンター撤去、親子扉撤去　等
サッシ工事：ガラス３枚引戸サッシ設置(1600×900) 等
ドア設置工事：ハンガードア設置(900×2000)　等
カウンター設置工事：車イス・立位・記帳対応カウンター設置　等
電気工事：ＬＥＤダウンライト１基設置　等
○職員・利用者等トイレ改修工事
給排水工事：既設衛生器具撤去、土間・壁ハツリ　等
衛生設備工事：便器・タンク・シャワートイレ各４台設置、大型洗面器(自動単水栓)３台設置、小便器２台設置(うち１台手摺り設置)　等
電気工事：コンセント４個配線工事、ＬＥＤ照明設置(１灯用４基、40型ブラケット１基､20型ブラケット１基)、既存照明器具撤去　等
建築工事：既存トイレブース解体撤去、天井塗装、壁メラミン不燃化粧板貼付け48.6㎡、床シート貼16㎡、トイレブース４室設置(ドアW550)、化粧鋼板引戸(W1725×H2050)２台取付、後付け自動閉鎖装置(W750×H2050)２台設置　等
（４）工事期間　契約日から平成29年３月27日まで

２　契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒610-0113 城陽市中芦原
京都府立心身障害者福祉センター総務課
電 話 番 号（0774）54-1400
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（0774）54-3616

3　入札に参加する者に必要な資格

許可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
認定業種	建築一式工事
認定等級	Ⅰ等級又はⅡ等級
総合点	－
営業所所在地	京都府京都、乙訓、山城北又は山城南土木事務所管内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	
主任技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。	
その他	一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおり

4　入札参加資格確認申請時の提出書類

（1）一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式１）

（2）一般競争入札参加資格確認資料

中小企業庁（各経済産業局）が証明する官公需適格組合が入札参加確認申請を行う場合にあっては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

（3）業態調書（別記様式２）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式２に記載すること。なお、該当する者がない場合、別記様式２の提出は不要とする。

ア　親会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

ウ　一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ　その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5　入札手続等

手続等	期間・期日・期限　等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年１月30日(月)午前９時から 平成29年２月２日(金)午後４時まで	共通事項２のとおり
設計図書等の配布期間	平成29年２月２日(木)午前９時から 平成29年２月３日(金)午後４時まで	共通事項２のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年２月２日(木) 午前９時から午後５時まで 平成29年２月３日(金) 午前９時から午後４時まで	共通事項３のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問：随時	共通事項５のとおり

	設計図書に関する質問： 平成29年２月７日(火)午後２時まで	
質問に対する回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答： 平成29年２月８日(水)	共通事項５のとおり
入札期間	平成29年２月10日(金) 午前９時から午後５時まで 平成29年２月13日(月) 午前９時から午後２時まで	共通事項６のとおり 持参による
開札日時	平成29年２月13日(月)午後４時	

6　入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、今回工事の予定価格(税抜き)については、通知する参加資格確認通知書に表記しておく。

7　落札者の決定方法

社会福祉法人京都府社会福祉事業団経理規程第64条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

8　支払条件

（１）前払金

請負代金額の４割以内の金額を前払いする。

（２）中間前払金

締結する契約書に従い請求がある場合は、請負代金額の２割以内の金額を中間前払金として支払う。

9　その他

（１）技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

（２）資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。

なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

（３）本入札において、（２）に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合､該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

（４）設計図書等配布した資料は、入札書の提出又は入札辞退届の提出とともに返却すること。

（５）その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。

（２）一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。

（３）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。

（４）入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第３条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。

（５）入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。

（６）入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

2　設計図書の入手方法等

（１）確認申請書等の入手方法

該当の公告に示す配布期間(土・日・祝日及び正午から午後１時までを除く)に、該当の契約条項を示す場所に問い合わせの上、入手すること。

（２）設計図書等の配布

該当の公告に示す配布期間(土・日・祝日及び正午から午後１時までを除く)に、該当の契約条項を示す場所に問い合わせの上、入手すること。

3　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した資格確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出方法

該当の公告に示す受付期間(土・日・祝日及び正午から午後１時までを除く)に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。

（２）確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

（３）その他

ア　確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　提出書類はＡ４版で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、本事業団において無断使用することはない。

エ　虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めない。

4　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本事業団に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して５日（土・日・祝日を含まない。）を経過する日まで（午前９時から午後５時まで（土・日・祝日及び正午から午後１時までを除く。）に該当の契約条項を示す場所に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け

付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して５日（土・日・祝日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

５　確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

（１）質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

（２）回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、設計図書に関する質問にあっては該当の公告に示す日に回答する。

６　入札手続等

（１）入札の方法

入札者は、該当の公告の示す期間に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参提出すること。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（３）工事費内訳書

ア　入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ　入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ　工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額(消費税込み)は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　公告の３に掲げる資格のない者の行った入札

イ　確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ　確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

オ　入札参加資格確認後、京都府から指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

カ　金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

キ　氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ク　開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札

ケ　他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者の行った入札

コ　入札金額と異なる内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)を提示、又は提出した者の行った入札

サ　開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札
シ　公告に示した入札に関する条件に違反した入札

（５）入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参するまでは入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。

（６）契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（７）契約書作成の要否
要する。

7　入札保証金
免除する。

8　配置技術者の選定
落札者は、契約前に配置する技術者を選定し、現場代理人等通知書により発注者に通知すること。

9　違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

10　契約保証金
免除する。

11　契約書の作成
落札者の決定後、７日以内に、「工事請負契約書」に基づく契約書を作成すること。

12　契約者
社会福祉法人京都府社会福祉事業団理事長　金谷浩志

13　その他
（１）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読すること。
（２）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
（３）入札後、契約を締結するまでに落札者が京都府の指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
（４）予定価格以下で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。